第6号議案

令和3年6月1日任 用 給 与 課

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について

地方公務員法第5条第2項に基づき、令和3年5月26日付3議事第32号をもって東京都議会議長より照会のあった議案(別添)に係る意見については、下記のとおり回答する。

記

議 案 名

1 第110号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の 一部を改正する条例

意 見

異議ありません。

1 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例

非常勤職員の報酬の支給方法を改めるため、規定の整備を行う。

項 該 当 条 文	内容
報酬の支給 第3条第1項	【日額の報酬の支給方法の改正】 ○ 報酬支給日の変更 翌月10日まで ↓ 翌月15日 (15日が日曜日等に当たるときは、15日に最も近い平日。その日が 2あるときは、15日より前の日)
施 行 期 日 附則第1項 附則第2項	○ 令和4年4月1日○ 令和4年4月1日以後に任用する職員に対する報酬から適用し、施行 日前に任用した職員に対する報酬については、従前の例による。

3 議事第32号 令和3年5月26日

東京都人事委員会委員長 青 山 佾 殿

東京都議会議長

石 川 良 一 (公印省略)

「職員に関する条例」に対する人事委員会の意見聴取について(照会)

令和3年第2回定例会に提出のため、知事から送付された下記議案について、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第5条第2項の規定により、貴委員会の意見を求めます。

記

1 第110号議案 非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を 改正する条例

第百十号議案

非常 勤職員 0) 報酬 費用 弁償及び期末手当に 関する条例 0) 部 を改正する条例

右の議案を提出する。

令和三年六月一日

提出者 東京都知事 小 池 百

合

子

常 勤 職 員 0 報 酬 費用 弁償及び期末手当に 関する条例 0) 部 を改正 する 条例

非

非 常 勤 職 員 0) 報 酬、 費 用 弁償 及び期末手当に関 する条例 昭 和 三十 年 東京都 条例第一 五. 十六号) 0) 部 話を次 0) ように改正 す

る。

附則

日又は休日でな

(V

 \exists

(その

日が二

あるときは、

翌

月十

五.

日

より

前

の日))」に改める。

法律第百七十八号)

に定め

る休日をいう。

以下こ

0)

項

13

お

61

て同

じ。

に当たるときは

月

+

Ħ.

H

に最も

近

 \mathbb{H}

曜

 \mathbb{H}

土曜

第三条第一

項中

十日まで」を

一十 五 日

翌

月

+

五.

日

が

日

曜

 \exists

土

曜

日

又

は

休日

〇 国

民

の祝

日 に

関する法

律

昭

和

二十三年

1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

2 この 条例による改 正 後 0) 非 常 勤 職 員 0) 報 酬、 費 用 弁 償 及び期 末手当に 関する 条例 0) 規 定 は、 この 条例 0) 施 行 0 H 以 後 K 任

用する職員に対 する報酬 か ら適 用 同 \exists 前 K 任 用 L た職員に対する報酬 に 0 ſλ ては、 な お従 前の例による。

(提案理由)

非常勤職員の報酬の支給方法を改める必要がある。

第

百